

# 仕 様 書

件 名  大原北宿舎4・5棟受水槽ポンプ取替役務	仕様書番号	令和7年4月10日 小郡駐屯地厚生科厚生班 陸曹長 緒方 貢介
	作成年月日	
	所 属	
	作 成 者	

1 実施場所  
福岡県小郡市小郡2397-8

2 概 要  
大原北宿舎4・5棟受水槽ポンプの取替 1台

3 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書の他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及びメーカー仕様により実施するものとし、仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる事項は請負業者の責任において実施する。
- (2) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後に実施する。
- (3) 施設等には損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一、他に損傷を与えた場合には監督官に報告するとともに、請負業者の負担において速やかに原状に復旧する。
- (4) 本役務の写真は、作業前・中（各工程毎）・後及び材料・機材等、監督官の指示する箇所を撮影し、写真帳（A列4番縦）に整理のうえ、監督官に1部提出する。
- (5) 本役務実施にあたっては、安全管理を徹底し、火災予防及び事故防止に留意するとともに当駐屯地諸規則を遵守する。
- (6) 本役務に使用する電気及び水は請負業者が準備するものとする。
- (7) 本役務で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に積する。その他の発生材については、請負業者の負担及び責任において搬出処分する。
- (8) 請負業者は作業工程表を作成し、事前に監督官と調整のうえ承認を受けた後、作業を実施する。

4 特記事項

(1) 交換内容については下表のとおりとする。

品名	メーカー	規格	数量
荏原ポンプ	EBARA	50BNAMF5.5 同等品以上	1台

(2) 作業完了後、動作確認及び接続部等からの漏れがないか確認を行い、その結果報告書を監督官に提出する。